



全国安全週間が実施されます

今年も7月1日から7月7日まで全国安全週間が実施され、**6月1日から6月30日までは準備期間**となります。労働災害を減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くため、労使一丸となって取り組みましょう！



全国安全週間 岩手労働局長メッセージ

全国安全週間は、昭和三年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で九十九回を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調した労働災害防止対策が展開され、それにより全国労働災害は長期的には減少してきたものの、高齢労働者の増加等を背景として、転倒災害などの労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

岩手県内においても、このように労働災害は長期的には減少しているものの、転倒災害などの労働者の作業行動に起因する死傷災害が多く発生しており平成二十二年以降は増加傾向に転じています。令和七年の労働災害全体の死傷者数は一千二百九十三人となり令和六年から転倒災害の増加等により二十七人の増加となっております。一方で、死亡者数については、令和七年は七人と過去最少となりましたが、依然として尊い命が失われていることに変わりはありません。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境を築くためには、令和五年度に策定された第十四次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次四年度となる令和八年度においても引き続き労使一丸となった取り組みが求められるところであります。

そのため、令和八年度の全国安全週間においては、更なる労働災害の減少を図る観点から、**多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場**をスローガンとして、七月一日から七月七日まで展開されます。

この全国安全週間を契機に、国、事業者、労働者等の関係者が一丸となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、それぞれが労働災害防止の責務を認識し真摯に取り組むことにより、誰もが安全で健康に働くことのできる職場を実現することを祈念し、令和八年度の全国安全週間に寄せてのメッセージといたします。

令和八年七月一日

岩手労働局長 川又 修司

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

インターネットで盛岡署管内の熱中症対策を行っている会社の検索を行ったところ、菱和建设株式会社様の「熱中症対策カーを導入いたしました」という記事を発見し、快く掲載の了承が得られました。さらに、現場の熱中症対策で「従業員の安全モニタリング」も導入しているということでしたので併せて紹介します。

熱中症対策カー

従業員の健康と安全を最優先に考え、酷暑期の現場における熱中症対策として、「**熱中症対策カー**」を導入いたしました。

本車両内は広々としたスペースがあり、PC作業ができる環境、冷蔵庫等、設備を整えています。

導入により、従業員の体調異変の早期対応を行い、熱中症の重症化防止につなげています。



作業者の危険状態を検知し、アラート通知します。

1. 熱ストレス検知
「熱ストレスレベル」により客観的に熱中症のリスクを評価し、危険な状態になる前に本人へのプザー通知、およびアラート通知を行います。

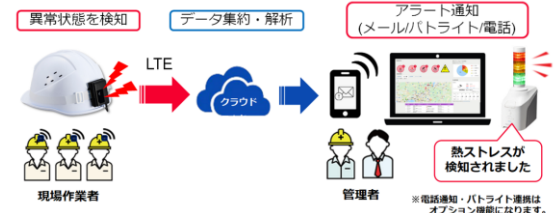


作業者の危険状態を検知し、アラート通知します。

2. 転倒検知
作業者の「転倒状態」を検出しアラート通知をします。
※ 転倒後の傾き・生体情報・装着情報・微小動作から転倒判断、発報します。

3. 落下検知
約2m以上の高さから自由落下した危険な状態を検知しアラート通知をします。

作業者の異常状態を管理者にリアルタイムに通知することができます



菱和建设株式会社

掲載記事→



賃金引き上げの支援

厚生労働省では事業主の皆さまの賃上げを支援するため、**事業場内最低賃金を上げ、設備投資等を行った中小企業等にその費用の一部を助成する①業務改善助成金**をはじめとして、**②キャリアアップ助成金、②働き方改革推進支援助成金、③人材開発支援助成金、④人材確保等支援助成金**等の各種支援策等を、岩手県においても1時間当たり60円以上の賃上げを行った中小企業等を対象に従業員一人当たり6万円（上限50人分）を支給する**①物価高騰対策賃上げ支援金等の支援策**等をご用意しております。

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業主が事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等にその費用の一部を助成する。対象は、事業場内最低賃金を引き上げた中小企業等。助成額は、賃上げ額×従業員数×1/2（上限50人分）。

キャリアアップ助成金

従業員がキャリアアップのために必要な研修等に参加した場合、その費用の一部を助成する。対象は、従業員がキャリアアップのために必要な研修等に参加した中小企業等。助成額は、研修費×従業員数×1/2（上限50人分）。

働き方改革推進支援助成金

働き方改革の推進を図るための施策を実施した場合、その費用の一部を助成する。対象は、働き方改革の推進を図るための施策を実施した中小企業等。助成額は、実施費×従業員数×1/2（上限50人分）。

人材開発支援助成金

人材開発のための研修等に参加した場合、その費用の一部を助成する。対象は、人材開発のための研修等に参加した中小企業等。助成額は、研修費×従業員数×1/2（上限50人分）。

人材確保等支援助成金

人材確保のための施策を実施した場合、その費用の一部を助成する。対象は、人材確保のための施策を実施した中小企業等。助成額は、実施費×従業員数×1/2（上限50人分）。

物価高騰対策賃上げ支援金等の支援策

物価高騰による賃上げの負担を軽減するための支援策

1. 業務改善・賃上げを行う場合の支援策

業務改善助成金：事業主が事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等にその費用の一部を助成する。

キャリアアップ助成金：従業員がキャリアアップのために必要な研修等に参加した場合、その費用の一部を助成する。

働き方改革推進支援助成金：働き方改革の推進を図るための施策を実施した場合、その費用の一部を助成する。

2. 生産性向上の取組を行う場合の支援策

働き方改革推進支援助成金：働き方改革の推進を図るための施策を実施した場合、その費用の一部を助成する。

3. 人材確保・育成を行う場合の支援策

人材開発支援助成金：人材開発のための研修等に参加した場合、その費用の一部を助成する。

人材確保等支援助成金：人材確保のための施策を実施した場合、その費用の一部を助成する。

3. 人材確保・育成を行う場合の支援策

1. ハローワークでの人材確保支援

求職者に対する支援：求職者が求職活動を行う際の費用の一部を助成する。

求職者に対する支援：求職者が求職活動を行う際の費用の一部を助成する。

2. 求職者に対する支援：求職者が求職活動を行う際の費用の一部を助成する。

3. 求職者に対する支援：求職者が求職活動を行う際の費用の一部を助成する。

4. 多様な人材を活用する場合の支援策

高齢者の就労：高齢者の就労を促進するための支援策

障害者の就労：障害者の就労を促進するための支援策

外国人労働者の活用：外国人労働者の活用を促進するための支援策

5. 業務改善の取組を行う場合の支援策

業務改善助成金：事業主が事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等にその費用の一部を助成する。

6. 働き方改革推進支援助成金：働き方改革の推進を図るための施策を実施した場合、その費用の一部を助成する。

ストレスチェックマニュアル

2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）。

労働者数50人未満の事業場の皆さまへ

ストレスチェックが義務になります！

ストレスは健康を害します。ストレスチェックをしましょう。

ストレスチェックって何ですか？

労働者数50人未満の事業場では、労働者に対するストレスチェックの実施が義務化されました。これは、労働者の健康を保護し、生産性を向上させるための措置です。

ストレスチェックの実施方法は、労働安全衛生法に基づいて定められています。事業主は、労働者にストレスチェックを実施し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる必要があります。

小規模事業場におけるストレスチェック制度の導入・実施に当たり「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」をご活用ください。

このマニュアルは、労働安全衛生法に基づいて定められたストレスチェックの実施方法を詳しく説明しています。事業主は、このマニュアルを参考に、事業場に応じたストレスチェック制度を導入・実施することができます。

労働安全衛生法 第67条の2

労働者数50人未満の事業場では、労働者に対するストレスチェックの実施が義務化されました。

ごみ収集車等の業務

高学年等の満18歳未満の青少年を就業させる場合に注意していただきたいこと

ごみ収集車等の業務に満18歳未満の高校生等を就業させる場合に注意していただきたいこと

労働安全衛生法に基づいて定められた就業制限を遵守する必要があります。

労働安全衛生法 第65条の2

労働者数50人未満の事業場では、労働者に対するストレスチェックの実施が義務化されました。

高校生等の満18歳未満の青少年を、ごみの収集等の業務に就かせることはできませんが、機械式ごみ収集車のごみ投入口にごみを投入する作業などのテールゲートに近接して行う作業や、上昇したテールゲートの下に立ち入って行う作業をさせることはできません。

ご理解の上、適切な対応をお願いします。

労働保険の年度更新

令和8年度労働保険の年度更新期間は、**6月1日（月）～7月10日（金）**です。

安心して働きたい！

令和8年度労働保険の年度更新

6.1～7.10

労働保険の年度更新は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申請することができます。

労働保険は「電子申請」が便利です。

労働保険の年度更新は、労働者の権利を守るための重要な手続きです。事業主は、労働者の権利を守るために、労働保険の年度更新を適切に行う必要があります。

盛岡地区災害防止団体協議会

5月26日に盛岡地区労働災害防止関係団体連絡協議会が開催されました。協議会では14次防の進捗状況、全国安全週間の内容、団体の活動状況を確認するとともに、関係団体傘下の事業者の**災害防止や働き方改革等の事例の収集を行い「からわ版」**等でも周知することも話し合われました。

協議会では、関係団体傘下の事業者の災害防止や働き方改革等の事例の収集を行い、「からわ版」等でも周知することも話し合われました。